

◆財政調整に関する質問と回答

⇒ 財政調整の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

質 問	回 答
Q1) 大阪市が政令指定都市でなくなれば、国からの地方交付税が減るのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されることとなりますが、その算定においては、現行の大阪府・大阪市の水準が維持されます。 ・その上で、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分します。
Q2) 特別区になると、宝くじなど政令指定都市ならではの財源が減ってしまうのではないのか。サービス水準の維持は可能なのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の流れが変わっても、事務に応じた財源が配分されるため、住民サービスの水準が維持できる仕組みです。 ・大阪市が政令指定都市として収入していた宝くじ収益金や譲与税等は、大阪府に移転しますが、特別区と大阪府トータルの財源は、今までと変わりません。（地方交付税についても、現行の大阪府・大阪市の水準が維持されます。） ・その上で、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分します。
Q3) 特別区設置によって、税金が高くなることはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置によって、税金が高くなることはありません。 ・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。
Q4) 大阪市がなくなれば、市民税はなくなるのか。納税先はどのようになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市内に納めておられる税のうち、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、事業所税は、大阪府税となり、大阪府に納めていただくこととなります。 ・その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となります。
Q5) 特別区の財源はどういったものがあるのか。特別区になれば、その地域の住民の税で必要な費用を全て賄うことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の財源は、特別区税や税交付金などのほか、大阪府から交付される特別区財政調整交付金や目的税交付金、さらに国庫補助金や地方債、使用料・手数料などによって賄われます。 ・このうち、特別区財政調整交付金とは、各特別区の収支に不均衡が生まれないよう、大阪府に納めていただくこととなる法人市民税や固定資産税などをもとに、税収や歳出の状況に応じて配分されるものです。
Q6) 仕事も税も大阪府に吸い上げられ、特別区では小さい仕事しかできなくなってしまうのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるよう、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。 ・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この役割分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。
Q7) 特別区の税収は、今の大阪市の4分の1になってしまうのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区間の歳入格差が生じないよう、地域間で偏在が生じやすい法人市町村民税・固定資産税や、事業所税・都市計画税については、大阪府が一括して徴収・配分する制度となるため、特別区が直接徴収する税源は減少することとなります。 ・しかしながら、こうして大阪府が一括して徴収した財源は、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、役割分担に応じて特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。
Q8) 特別区の設置は、大阪府の赤字を解消するために大阪市の財源を使うことが目的なのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、大阪府と大阪市が担ってきた広域機能を一元化するとともに、大阪市をなくして4つの特別区を設置し、基礎自治機能の充実を図るものです。 ・大阪市の財源の一部を大阪府に移転するのは、大阪府に移管した事務を実施するためであり、赤字を解消するためのものではありません。 ・なお、大阪府の実質収支は、2008年（平成20年）度以降11年連続で黒字を維持しています。
Q9) 大阪府に移管される事務は、大阪市が政令指定都市でなければ大阪府が本来行うべき事務であるはず。財政調整財源を配分するのではなく、大阪府の財源を使って実施するべきではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の大阪市の事務は、大都市地域ならではの税収力を活かし、そうした地域の市町村が担うにふさわしい事務（「大都市地域における市町村事務」）として実施しているものです。特別区の設置に伴い、事務の担い手が特別区・大阪府の双方に分かれても、事務の趣旨・目的が変わることはなく、引き続き「大都市地域における市町村事務」として実施していくこととなります。 ・このため、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分する設計としています。 ・なお、地方制度調査会答申（2013年（平成25年）6月）でも、「道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて、税財源が適切に配分されることが必要」とされています。
Q10) 大阪府が実施することとなる広域的な事務の財源を、もともと大阪府市税だった財政調整財源で負担するのは、他の中核市等にはない負担。特別区の住民は府税とで二重負担ではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置によって、大阪市民の皆さんの従来の税の負担が実質的に変わることはなく、税の二重負担となるものではありません。 ・現在、大阪府が行っている事務は、人口や企業が高度に集積する大都市地域の自治体として、税収力を活かして大都市特有の行政需要に対応し、市域の発展を図っているものです。このことは特別区となっても変わることはなく、他の中核市等とは異なります。 ・特別区設置後は、これら大阪府の事務を、広域と基礎の役割分担に応じて特別区と大阪府に引き継ぐのに合わせ、各々が事務を円滑に行えるよう財源を配分します。

◆財政調整に関する質問と回答

⇒ 財政調整の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

<p>Q11) 配分割合は、大阪府の条例で定められることとなる。将来的にも特別区に配分される財源が確保されるのか。</p>	<p>・財政調整制度は、地方自治法に基づき、特別区設置協定書の内容や大阪府・特別区協議会の協議に沿って運用されるものです。特別区のサービスを行うのに必要な財源は配分されます。</p> <p>・配分割合を定める大阪府の条例の改正には、大阪府・特別区協議会での協議・合意が必要です。大阪府が任意に配分割合を変更することはありません。</p>
<p>Q12) 地方交付税は特別区の方も大阪府に一括で算定・交付されるのに、その代替措置である臨時財政対策債は特別区が発行することとしているのはなぜか。大阪府で一括して発行して、財源を特別区に渡せばよいのではないのか。</p>	<p>・臨時財政対策債は、地方全体の財源不足に応じた地方交付税を国がキャッシュで確保できないために、各地方公共団体に地方債の発行を認めて、地方交付税の代わりに財源とする制度です。</p> <p>・地方交付税制度の恩恵を受ける全ての地方公共団体で分担して発行するというのが現行制度の趣旨です。特別区も、大阪府に一括交付される地方交付税を通じて財源保障の恩恵を受けることから、各特別区ごとに発行するのが制度の趣旨になっています。</p>
<p>Q13) 各特別区への財源の配分は、どのような基準で行うのか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対して交付することが基本となります。</p> <p>・その際、生活保護費などの実態に応じた算定や、独自事業に活用できる財源枠を人口を基準に算定したりすることとしています。</p>
<p>Q14) 大阪市を分割するとスケールメリットが働かなくなるため、行政コストが増大し、特別区では財源不足が生じるのではないのか。</p>	<p>・特別区設置による財政需要の増については、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかなどを確認するために作成した「特別区設置における財政シミュレーション」の中の組織体制の影響額の歳出増要素としてお示ししており、年間約21～25億円と試算しています。</p> <p>・こうした影響も織込んだ収支の試算結果では、特別区に収支不足は発生せず、黒字で推移する見込みとなっています。</p>
<p>Q15) 各特別区で税金に差が生まれ、住民サービスに格差が生まれると聞いたけど、本当なのか。</p>	<p>・特別区制度では、税金格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。</p> <p>・特別区間には、企業集積の差等により税源の偏在があるため、固定資産税や法人市民税等を原資とする財政調整制度により、財源の均衡化を図っています。</p>
<p>Q16) 生活保護費の多い特別区は、財政が厳しくなるのではないのか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区ごとに計算した「財源不足額」に対応して交付することが基本となります。この「財源不足額」は、標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを差し引いて計算されます。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定においては、生活保護費など義務度の高いものは実態に応じて算定することとしています。</p> <p>・このため、生活保護費の支出が多い特別区には、特別区財政調整交付金も多く算定されることとなります。</p>
<p>Q17) 子どもや高齢者の多い特別区では、財政が厳しくなるのか。</p>	<p>・特別区の設置によっても、福祉などのサービスに必要な財源は配分されます。</p> <p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対して交付することが基本となります。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定においては、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な客観指標を考慮することとしています。</p>
<p>Q18) 特別区設置にあたり、新たな庁舎建設は行わないとのことだが、将来庁舎建設を行った際、必要な財源は確保されるのか。</p>	<p>・特別区を設置する際は、新たな庁舎は建設せず、既存庁舎を活用することとしています。この方針は、各特別区における将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではありません。なお、将来庁舎を建設する場合には、最初の庁舎整備に限り、その費用の一部について、各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金の特別交付金で措置されます。具体的な算定ルールの設定については、大阪府・特別区協議会で協議して定めます。</p>
<p>Q19) 財政力の違う東京都の制度を大阪に適用する点で問題点はないのか。</p>	<p>・東京と異なり、大阪府・大阪市は、地方交付税の交付団体であることから、各特別区に配分する特別区財政調整交付金の財源に地方交付税相当額（市町村算定分）も加えることとしています。このように、役割分担に応じた必要な財源配分が行えるよう、大阪の実情を踏まえた制度設計としているところです。</p>
<p>Q20) 大阪府に移管された財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われるのではないのか。</p>	<p>・大阪府に移管された財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われたりすることはありません。</p> <p>・それらの財源は、現在大阪府が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会でその状況を明らかにすることとしています。</p> <p>・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。</p> <p>・なお、大阪府の実質収支は、2008年（平成20年）度以降11年連続で黒字を維持しています。</p>